

別冊

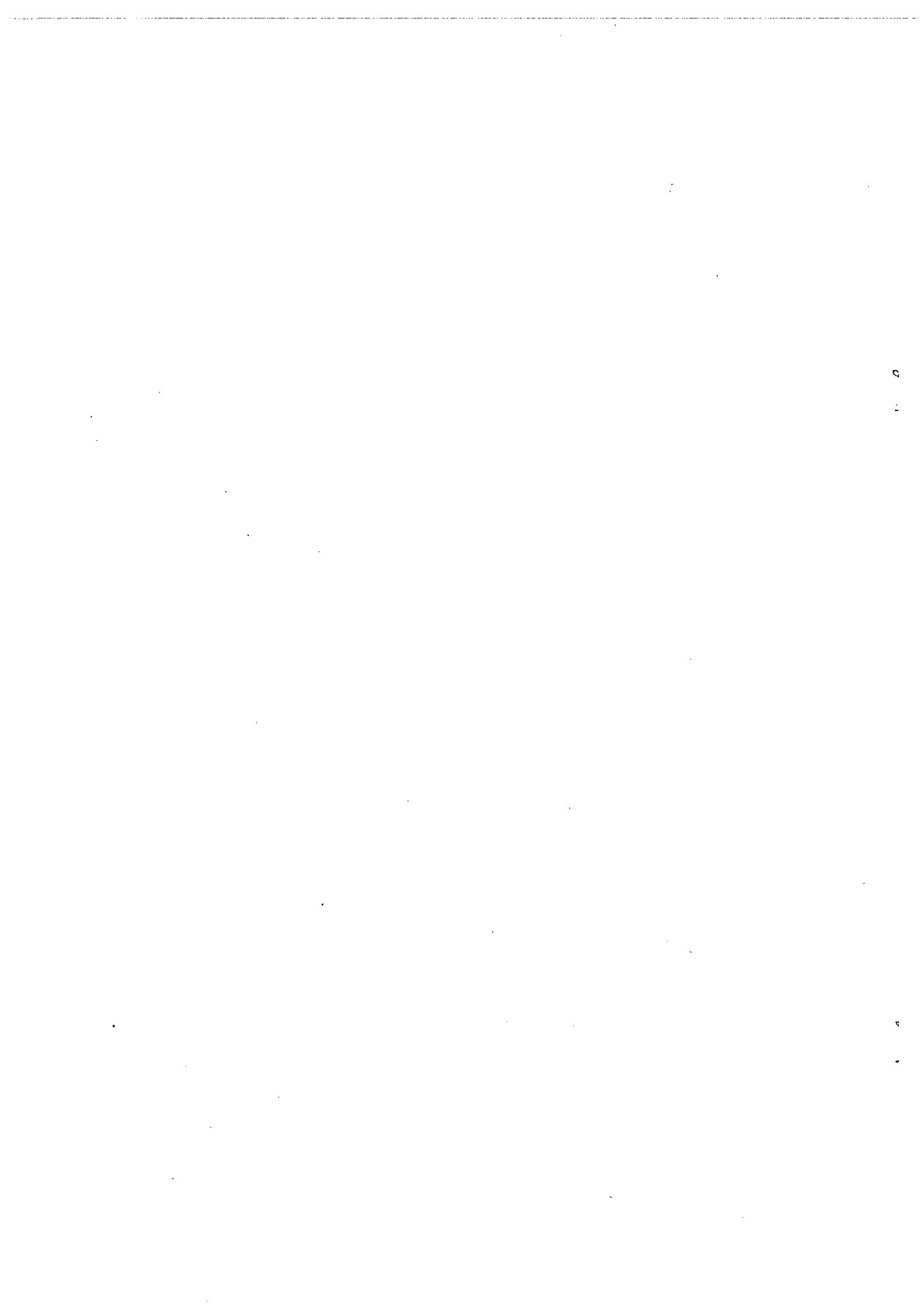
福祉生活病院常任委員会資料

(令和元年5月21日)

〔件名〕

- 1 淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について
(循環型社会推進課) ……1
- 2 第30回全国「みどりの愛護」のつどいの開催結果について
(緑豊かな自然課) ……4

生活環境部



淀江産業廃棄物管理型最終処分場計画に係る条例手続等の状況について

令和元年5月21日
循環型社会推進課

「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づき、(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から県に平成28年11月30日に提出された淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画に係る条例手続等の状況を報告する。

1 廃棄物審議会の概要

(1) 日 時 平成31年4月19日(金)午前9時30分~11時

(2) 場 所 中部総合事務所 入札室

(3) 審議会委員

専門分野	氏名	役職
廃棄物処理	田中 勝	公立鳥取環境大学客員教授
水 環 境	河原 長美	岡山大学名誉教授
廃棄物処理	花嶋 温子	大阪産業大学人間環境学部生活環境学科講師
大気環境	後藤 知伸	鳥取大学大学院工学研究科機械宇宙工学専攻教授
法 律	足立 拓(欠)	弁護士
調 停	清水 久代(欠)	元鳥取家庭裁判所米子支部家事調停委員
経 営	酒田 礼子(欠)	鳥取県よろづ支援拠点コーディネーター

(4) 審議概要

① 関係住民との意見調整について

ア 下泉自治会

(ア) 意見調整会議の概要について県が報告した。

- i) 日 時 平成31年3月10日(日)午後1時30分~4時35分
- ii) 場 所 西部総合事務所第16会議室
- iii) 出席者 関係住民(下泉自治会)、センター、県
- iv) 傍聴 約30人(会議の適正な運営のため、別室で会議の様子を傍聴いただいた。)
- v) 会議での主な意見と事業者の回答

関係住民の意見等	センター回答要旨
処理水の放流先河川について、国基準を満たしていれば安全だと言うが、当該河川は既に負荷を受けており、今より負荷を増加させないでほしい。	生活環境上の支障が生じないように、環境基準、排水基準が規定されている。水質検査で安全確認を行い、自治会等にも結果は提供させていただく。
他県処分場で、電気的漏洩検知システムが誤作動した。誤作動するようなシステムはあてにならない。	他県の誤作動は、システムのある1点に極めて高い圧力がかかり誤作動したもの。電気的漏洩検知システムには色々な種類があり、今後行う詳細設計の中で決めていく。
一番言いたいのは、処分場の選定場所がおかしい、これだけだ。ここに造るべきではない。	(これまで選定理由については幾度となく説明してきたところ。)

(イ) 審議会からは次のとおり意見をいただいた。

事業者は丁寧に対応しているが、関係住民からは計画地に処分場を作るべきではない等の意見があり、県下の環境保全を図るために産業廃棄物管理型最終処分場の整備の必要性やその安全性について歩み寄りのための意見交換を行える状況ではないことが伺えた。これらの状況から、「関係住民の理解を得ることが困難」と認められる。

イ 水利権者1名

(ア) 水利権者との会議開催日程の調整状況(平成30年4月から日程を照会しているが、回答を留保されている状況)について県が報告した。

(イ) 審議会からは次のとおり意見をいただいた。

県が幾度にもわたり日程照会しており、同者からの質問に対しても県は粘り強く回答しているが、依然として日程調整を保留との回答が継続している。しかしながら、この度、審議会に傍聴者として出席した当人に特別に発言を許したこと、意見調整に応じる意思を示したことから、その意思を尊重して再度、意見調整会議の開催に向けた調整を行うこと。

② 施設の安全性について

平成 29 年 11 月に、米子市及び米子市議会から県に対し、廃棄物審議会の意見を聴くなど遮水構造等の施設の安全性を十分に確認するよう要望が提出されていることから、要望のあった項目について事業計画の内容と専門家会議の意見等を県が報告し、廃棄物審議会から意見をいただいた。

<項目ごとの事業計画と専門家意見（主なもの）>

区分	事業計画	専門家の意見
生活環境影響調査の結果	事業者は、国・県の法令や指針に基づき、県の指導のとおり、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水について生活環境影響調査を実施。処分場設置後も各項目とも周辺環境への影響は小さいという予測結果である。	○生活環境影響調査方法書検討会（H28. 4. 12） 国及び県が定めた指針に沿ったものであり、適当なものと判断。 住民により安心してもらうため、①廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質の追加を検討すること、②浸出水処理水の放流先水路・河川の農業利水の有無を再確認すること。 ⇒ センターは追加調査を実施した。
搬入管理	①排出事業者の事前審査、②搬入物の目視検査・蛍光 X 線による廃棄物性状の迅速検査・マニフェストの確認・放射線の測定等の受付検査、③受付検査後埋立前に展開検査・適宜抜き取り検査を行うなど、複数の手法による確認を実施する計画である。	○専門家会議（H30. 2. 23） 持込み時の目視検査、埋立時の展開検査、持ち込みゴミの抜き取り検査を行っており、契約外の廃棄物が認められた場合は、持ち帰らせることとなっている。この搬入管理が第一の対策である。

<審議会の意見>

県から報告のあった現時点での事業計画の安全性に係る 7 項目の内容については、生活環境影響調査方法書検討会（平成 28 年 4 月 12 日）での確認結果、専門家会議（平成 30 年 2 月 23 日）での専門家意見等や、法令及び国・県の指針等で定める基準等に沿って計画されていることを踏まえれば、現時点での本事業計画の安全性を確保するための対策は講じられているものと認められる。

なお、条例手続の終結後に予定されている詳細設計に基づく事業計画については、廃棄物処理法で定める設置許可手続において、県が厳正に審査されたい。

2 意見調整会議（水利権者）の開催

- (1) 日 時 令和元年 5 月 19 日（日）午後 1 時 30 分～5 時 25 分
- (2) 場 所 西部総合事務所第 16 会議室
- (3) 出席者 関係住民（水利権者 1 名）、センター、県、廃棄物審議会田中会長（調整経過を把握するため同席）
- (4) 傍 聴 約 30 人（会議の適正な運営のため、別室で会議の様子を傍聴いただいた。）
- (5) 会議での主な意見と事業者の回答

関係住民の意見等	センター回答要旨
センターの説明は不十分だ。センターは説明会で予定時間が来れば自動的に打ち切って直ぐに帰ってしまった。それでは住民の理解は得られない。	説明会の進行は地元自治会の役員にお願いしており、一方的に打ち切ることはしていない。説明会は条例手続開始前から事前説明会という形で何度も行っているほか、条例手続開始後も説明会だけでなく、意見書・見解書のやり取り等を通じて、関係住民からの意見に誠実に対応している。
環境プラント工業は、現在運営している一廃処分場で不適物埋立など不適切な行為を行っており、信用できない。	平成元年当時の不適物埋立は、排出事業者の認識不足も要因であり、委託元の西部広域行政管理組合が速やかに混入対策も行っている。産廃計画はセンターが事業主体であり、埋立作業を委託する予定の環境プラント工業の指導も含め、センターの責任で適正に産廃処分場を運営していく。
産廃計画地は、一廃処分場の開発協定で一廃以外には使えないことになっている。	現在埋立中の一廃処分場に係る開発協定は、当事者である米子市と環境プラント工業の合意で変更することが可能と考えている。米子市は「産廃処分場が設置されることとなった場合は、環境プラント工業との協議が必要」との考え方を聞いている。

3 今後の予定

廃棄物審議会を開催して水利権者1名との意見調整会議の結果等を報告し、審議会から意見をいただきながら、条例手続を厳正に行っていく。

4 参考（淀江処分場事業計画の主な経過）

年月日	内 容
H24～H28	センター等が6自治会に事前説明会を開催(計105回)
H28.11.30	センターが県に事業計画書、周知計画書を提出
H28.12.16	廃棄物審議会を開催
H29.1月～2月	センターが住民説明会を開催(6自治会及び自治会以外を対象に 計7回)
H29.3月～6月	関係住民がセンターに意見書を提出し、センターが見解書を回答
H29.6.7	廃棄物審議会を開催
H29.7月～8月	関係住民がセンターに再意見書を提出し、センターが再見解書を回答
H29.9.19	センターが県に実施状況報告書を提出
H29.11.20	廃棄物審議会を開催
H29.11.24	県が、審議会の意見等を踏まえ、合意形成状況を判断 ⇒「住民への周知に係る事業者の対応は十分だが、2自治会等の理解が得られていない」
H29.12	関係住民等が県に意見調整申出書を提出 (意見調整対象の関係住民：2自治会、個人(営農者等)10人)
H30.2～	県が、論点を整理した上で、日程を調整し、意見調整会議を9回開催 【内訳】 ○自治会 西尾原:10/13 下泉:11/4、12/16、H31/3/10 ○個人:5/9、5/13、5/22、10/28、R1/5/19 廃棄物審議会を4回開催(6/12、11/12、H31/2/18、H31/4/19)



第30回全国

「みどりの愛護」のつどい の開催結果について

令和元年 5月 21 日

緑豊かな自然課

5月17日（金）、18日（土）に鳥取市で開催した第30回全国「みどりの愛護」のつどいの開催結果について報告する。

1 第30回全国「みどりの愛護」のつどい記念レセプション

みどりの愛護活動を行う県内外の大蔵表彰団体に秋篠宮皇嗣同妃両殿下との御歓談を行っていただいたほか、鳥取県が国内外に誇る食材を使用した食事や地酒等でおもてなしを行い、団体同士の交流を図った。

- (1) 日 時 5月17日（金）18:18～19:17頃
(2) 会 場 ホテルニューオータニ鳥取（3階鶴の間）
(3) 出席者 190名

来賓：秋篠宮皇嗣同妃両殿下、国土交通省

招待者：大臣表彰団体（県外48名、県内13名）、知事表彰団体（19名）、
緑化関係団体（16名）、国土交通省（29名）、県議会・市議会（43名）等

- (4) 内 容 主催者あいさつ（鳥取県知事、鳥取市長）、来賓あいさつ（国土交通大臣）
乾杯（鳥取県議会議長）、両殿下との御歓談



秋篠宮皇嗣同妃両殿下



御歓談の様子

2 第30回全国「みどりの愛護」のつどい式典

式典では、秋篠宮皇嗣同妃両殿下御臨席のもと、みどりの愛護活動事例紹介、国土交通大臣・鳥取県知事による功労者表彰、秋篠宮皇嗣殿下によるお言葉、地元小学生による誓いのことばの発表などを行った。

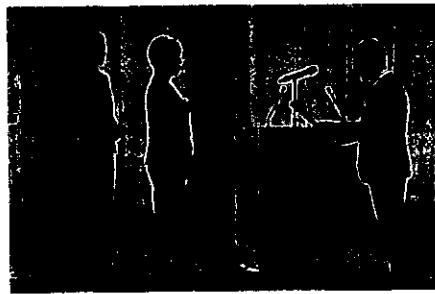
- (1) 日 時 5月18日（土）10:10～10:48頃
(2) 会 場 コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク 鳥取県民体育館（鳥取市布勢）
(3) 出席者 689名（県内417名、県外272名）
秋篠宮皇嗣同妃両殿下、石井国土交通大臣、平井知事、藤繩県議会議長、深澤鳥取市長、山田鳥取市議会議長、有路実行委員会長、大臣表彰団体162名[65団体]、知事表彰団体48名[26団体]、県議会議員22名ほか

- (4) 内 容

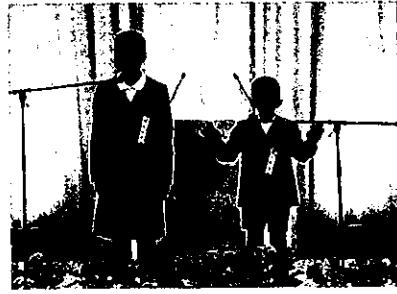
- ・主催者等挨拶
- ・みどりの愛護活動事例紹介（鳥取市立岩倉小学校（鳥取市））
- ・国土交通大臣表彰代表受領（みのり2丁目公園を愛する会（福井県福井市））
- ・鳥取県知事表彰代表受領（鳥取商工会議所青年部（鳥取市））
- ・秋篠宮皇嗣殿下によるおことば
- ・地元小学生による誓いのことば（県立鳥取聾学校小学部6年生 堀江 蓮人さん、
鳥取市立佐治小学校6年生 岡村 唯笑さん）



秋篠宮皇嗣同妃両殿下



知事表彰



手話での誓いの言葉

3 第30回全国「みどりの愛護」のつどい記念植樹

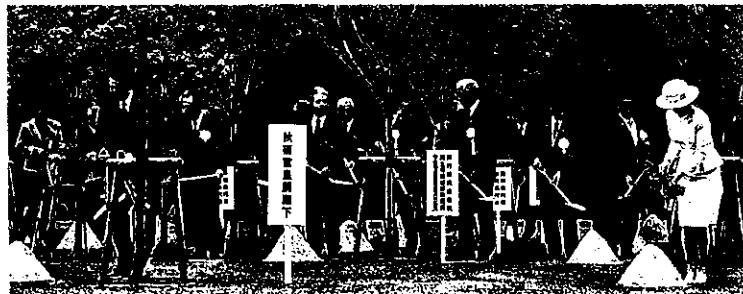
秋篠宮皇嗣同妃両殿下が「マメナシ」を、国土交通大臣、鳥取県知事、鳥取市長、鳥取県議会議長、各地区表彰団体代表者等が「ヤマボウシ」を記念植樹されました。

(1) 日 時 5月18日(土) 11:43~11:55頃

(2) 会 場 コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク 旧跳躍場(鳥取市布勢)

(3) 植樹者 48名

秋篠宮皇嗣同妃両殿下、石井国土交通大臣、平井知事、藤繩県議会議長、深澤鳥取市長、山田鳥取市議会議長、有路実行委員会長、大臣表彰団体36団体、知事表彰団体1団体 他



4 グリーンフェスタ in とっとり 2019

平成25年10月に秋篠宮同妃両殿下の御臨席を賜り開催した「全国都市緑化とっとりフェア」の会場において、「みどりの愛護」のつどい当日とその翌日に、つどい参加者を含む県内外の一般の方々にご参加いただき、つどいをきっかけとした緑化意識の高揚を図る催しを開催した。

(1) 日 時 5月18日(土) 9:00~16:30、5月19日(日) 9:00~16:00

(2) 会 場 湖山池オアシスパーク(鳥取市湖山町南3丁目)

(3) 参加者 約6,000名

(4) 内 容

- ・ポール・スミザー氏によるガーデンガイドウォーク
- ・苗木(つどい植樹木ヤマボウシ、ブルーベリー)のプレゼント
- ・つどい会場を装飾したプランターのスタンプラリーによるプレゼント
- ・つどい式典のライブ中継
- ・つどい記念弁当の限定販売 他



ポールスミザー氏のガーデンガイド



式典生中継

【参考】「全国『みどりの愛護』のつどい」について

「みどりの日」制定の趣旨を踏まえ、平成2年から全国の公園緑地の愛護団体や地域の緑化・緑の保全団体などの緑の関係者が一堂につどい、広く都市緑化意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのある住みよい環境作りを推進することを目的としている。

この全国「みどりの愛護」のつどいは、前年度まで皇太子殿下同妃両殿下を始めとする皇室関係者のご臨席を賜り開催されており、式典では、みどりの愛護団体に対する国土交通大臣感謝状の授与や記念植樹などの催しが行われている。

